



島根県報

令和8年6月26日（金）

第 7 3 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和8年度自衛官募集	（防災危機管理課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（ 〃 ）	3
島根県畜産技術センターで生産する畜産物の売払代金等の徴収事務の委託	（畜 産 課）	3
県営土地改良事業計画の変更	（農 村 整 備 課）	4
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	4

【公 告】

特定計量器の定期検査の実施	（商 工 政 策 課）	4
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	5

【特定調達公告】

島根県立中央病院における検体検査システムの購入に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	6
---------------------------------------	---------	---

【公企規程】

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	（企 業 局 総 務 課）	6
------------------------	---------------	---

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正		7
島根県病院局職員就業規程の一部改正		7

【正 誤】

令和8年6月23日付け島根県報第730号中	（議 会 事 務 局）	8
令和8年3月31日付け島根県報号外第45号中	（人 事 委 員 会）	8

告 示**島根県告示第403号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和8年度自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和8年6月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

2等陸・海・空士（任期制自衛官）

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者に限る。

(2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しない者

3 募集期間

令和8年7月1日（水）から同年9月1日（火）まで

4 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

5 試験期日・試験場

(1) 筆記試験・適性検査

令和8年9月16日（水）から同月20日（日）までのうち1日

ウェブ試験方式で実施する。試験場は、受付時に通知する。

(2) 口述試験・身体検査

令和8年10月3日（土）から同年11月1日（日）までのうち指定する1日

陸上自衛隊出雲駐屯地（出雲市松寄下町1142-1）

6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があつたので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年6月26日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
加藤病院	邑智郡川本町大字川本383番地1	令和8年5月1日
医療法人社団 沖田内科医院	浜田市蛭子町20-1	令和8年4月30日
さくら薬局 安来赤江店	安来市赤江町1447番地1	令和8年4月30日

さくら薬局 出雲西平田店	出雲市西平田町243番地1	令和8年4月30日
天神中央薬局	出雲市塩冶有原町6丁目45-2	令和8年4月30日
塩冶神前ふたば薬局	出雲市塩冶神前町5丁目1-12	令和8年4月30日
知井宮ふれあい薬局	出雲市知井宮町988-10	令和8年4月30日
荘原中央薬局	出雲市斐川町荘原2192-3	令和8年4月30日
大社まちかど薬局	出雲市大社町北荒木485-2	令和8年4月30日
えびす薬局	浜田市蛭子町22-1	令和8年5月1日

島根県告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年6月26日

島根県知事 丸山達也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
レタスクリニック	出雲市斐川町荘原136	令和8年6月1日
社会医療法人仁寿会 加藤病院	邑智郡川本町大字川本332番地16	令和8年5月1日
塩冶神前ふたば薬局	出雲市塩冶神前5丁目1-12	令和8年5月1日
天神中央薬局	出雲市塩冶有原町6丁目45-2	令和8年5月1日
さくら薬局出雲西平田店	出雲市西平田町243-1	令和8年5月1日
大社まちかど薬局	出雲市大社町北荒木485-2	令和8年5月1日
知井宮ふれあい薬局	出雲市知井宮町988-10	令和8年5月1日
荘原中央薬局	出雲市斐川町荘原2192-3	令和8年5月1日
さくら薬局安来赤江店	安来市赤江町1447-1	令和8年5月1日

島根県告示第406号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

令和8年6月26日

島根県知事 丸山達也

1 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地

島根県農業協同組合

島根県松江市殿町19番地1

2 委託した歳入の種類及び事務の内容

次に掲げる島根県畜産技術センターで生産する畜産物の売払代金等の徴収事務

(1) 和牛子牛及び成牛・育成牛の落札代金

(2) 肥育牛及び廃用牛の売払代金

(3) 家畜人工授精用凍結精液の売払代金

(4) 生乳の売却料

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年4月1日

4 委託の開始年月日

令和8年4月1日

島根県告示第407号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年6月26日

島根県知事 丸山達也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
宇賀荘第三地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第408号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年6月26日

島根県知事 丸山達也

1 解除予定保安林の所在場所

邑智郡美郷町乙原1206-10、1206-11、1207-7、1207-8、1213-9、1214-3、1216-18から1216-20まで、1217-38

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第409号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和4年島根県告示第462号による保険に付すべき義務は、令和8年6月13日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和8年6月26日

島根県知事 丸山達也

島根町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第

2項の規定により公告する。

令和8年6月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
11月16日から12月18日まで	特定計量器の所在の場所	大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検査 区 域
8月27日から11月27日まで	特定計量器の所在の場所	大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検査 期 日	検査 時 間	検査 場 所
美郷町	8月27日	10時から15時まで	美郷町役場
川本町	8月28日	10時から15時まで	川本町役場
大田市	9月1日	13時30分から15時まで	大田市役所
	9月2日	10時から15時まで	
	9月3日	13時から15時まで	
	9月4日	10時から14時まで	
	9月8日	13時から15時まで	
	9月9日から9月10日まで	10時から15時まで	
	9月11日	10時から14時30分まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年6月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

2 作業期間

令和8年6月17日から同年10月30日まで

- 3 作業地域
益田市高津地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年6月26日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 件名及び数量
検体検査システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和8年6月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
ティーエスアルプレッサ株式会社出雲支店 支店長 橋本 信介 島根県出雲市浜町218番地1
- 5 落札金額
54,450,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和8年5月15日

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年6月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第6号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「次項及び次条において」を「第1号を除き、以下」に改める。

第10条第1項中「割り振られた日（以下）」の次に「この項において」を加え、「全部（以下）」を「全部（次項において）」に改め、「代わる日（以下）」の次に「この条及び第23条第1項において」を加える。

第23条第1項中「以下」の次に「この条及び次条第2項において」を加え、「第3号」を「第2号」に改め、同条第2項中「別表第3号」を「別表第2号」に改める。

別表第1号中「つど」を「都度」に改め、同表第2号から第4号までを次のように改める。

2 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれか	7日の範囲内で必要と認める期間
---------------------------	-----------------

<p>に該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p> <p>3 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p> <p>4 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p> <p>上記に同じ。</p>
---	-----------------------------------

別表第5号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加え、「の出頭」を「出頭する場合」に、「同じ」を「同じ。」に改め、同表第6号及び第7号中「同じ」を「同じ。」に改め、同表第10号、第13号、第15号及び第17号中「つど」を「都度」に改める。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第6号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月26日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第19条第1項に次の1号を加える。

(14) 特定診療科（管理者が別に定める診療科をいう。以下この号において同じ。）に勤務する医師の資格を有する職員が、当該特定診療科において診療の業務に従事したとき。

第19条第2項第12号イ中「3,000円」を「6,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

(14) 前項第14号の職員 1月につき10,000円

附 則

この規程は、令和8年6月26日から施行し、この規程による改正後の島根県病院局職員の給与に関する規程の規定は、同月1日から適用する。

島根県病院局管理規程第7号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月26日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第19条第1項中「次項及び次条において」を「第1号を除き、以下」に改める。

第20条第1項中「割り振られた日（以下）」の次に「この項において」を加え、「全部（以下）」を「全部（次項において）」に改め、「代わる日（以下）」の次に「この条及び第34条第1項において」を加える。

第34条第1項中「以下」の次に「この条及び次条第2項において」を加え、「第3号」を「第2号」に改め、同条第2項中「別表第3号」を「別表第2号」に改める。

別表第1号中「つど」を「都度」に改め、同表第2号から第4号までを次のように改める。

<p>2 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>7日の範囲内で必要と認める期間</p>
<p>3 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>
<p>4 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>上記に同じ。</p>

別表第5号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加え、「の出頭」を「出頭する場合」に、「同じ」を「同じ。」に改め、同表第6号及び第7号中「同じ」を「同じ。」に改め、同表第10号、第13号、第15号及び第17号中「つど」を「都度」に改める。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。

正 誤

令和8年6月23日付け島根県報第730号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
10	下から8	プレゼンテーション等に要する費用提案者	提案者

令和8年3月31日付け島根県報号外第45号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
18	上から1	削り、	削り、同項を同条第4項とし、